大和町検定料補助金交付要綱

令和６年３月２９日

大和町教育委員会告示第２０号

（趣旨）

第1条　この告示は，町内在住の児童生徒の学習意欲の向上を図るため，各種検定を受検する児童生徒の保護者負担に対して，予算の範囲内で補助金を交付するものとし，その交付については補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各行に定めるところによる。

　⑴　各種検定　次のいずれかに該当する検定とする。

　　ア　英語検定　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検　　定の1級から５級とする。

　　イ　漢字検定　公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定の1級から５級とする。

　　ウ　数学検定　公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定の１級から５級とする。

　⑵　児童生徒　町内に住所を有する学校教育法第17条第1項及び同条第2項に規定する者とする。ただし，児童は，小学校４年生から小学校６年生までとする。

　（補助金の交付対象者及び回数等）

第３条　補助金の交付対象者は，各種検定を受検した児童生徒の保護者とする。だだし，各種検定の交付申請は1年度につき児童生徒1人当り１回を限度とする。

　（補助金対象経費）

第４条　補助金対象経費は，児童生徒が受検した各種検定の検定料とする。

　（補助金の交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，児童生徒が受検した年度の２月末日までに大和町検定料補助金交付申請兼請求書（様式１号）に検定料の支払いを証する書類として受験票の写し等を添えて，大和町教育委員会を経由して町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　町長は前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し適当と認める場合には，補助金の交付決定を行い，申請者に対して大和町検定料補助金交付決定通知書（様式２号）により，当該申請者に通知し，補助金を交付するものとする。

（補助金の実績報告の特例）

第７条　補助金の実績報告に係る実績報告は，規則第15条のただし書の規定により，省略するものとする。

　（補助金の返還）

第８条　町長は，申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは，当該補助金の交付決定を取り消し，既に交付した補助金があるときは，その全部又は一部を返還させることができる。この場合において町長は，大和町検定料補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

　（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は，令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

大和町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

大和町検定料補助金交付申請兼請求書

大和町検定料補助金交付要綱第５条の規定により，下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金に係る児童生徒及び交付申請額の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 児童生徒氏名 |  |
| 学校名及び学年等 | 学校　　年　　組 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 受検日 | 年　　　月　　　日 |
| 受検会場 |  |
| 受検種目※及び受検級 | □英検　□漢検　□数検　　　　　級 |

※受験種目の□のいずれかにレ点をしてください。

３　添付資料　□受験票（受験料の領収書等）

４　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 本・支店名 | 本店　　・　（　　　　　　　　　　）支店 |
| 預金種別 | 普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |

※　振込先は，保護者(申請者)名義の口座を記入し，通帳等の写しを添付してください。

様式第２号（第６条関係）

和　〇　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　大和町長

大和町検定料補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　大和町検定料補助金について，下記のとおり条件を付して交付することに決定し，額を確定したので，大和町検定料補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１．交付決定額　　　金　　　　　　　円

２．振込予定日　　　　　年　　月　　日

３．提出した書類に虚偽その他不正があったときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第３号

和　〇　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　大和町長

大和町検定料補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

　　　　　年　　月　　日付けで和〇第　　号で交付決定を行った大和町検定料補助金について，下記のとおり交付決定を取り消したので，大和町検定料補助金交付要綱第８条の規定により返還を命ずる。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 児童生徒氏名 |  |
| 学校名及び学年等 | 学校　　　年　　　組 |
| 返　　還　　額 |  |
| 返　還　事　由 |  |